

環自国発第 2103295 号
令和 3 年 3 月 29 日

各地方環境事務所長 殿
各自然環境事務所長 殿
各都道府県担当部局長 殿

環境省自然環境局
国立公園課長
(公印省略)

「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」の再周知について

環境省では、自然環境と調和した地熱開発のより一層の促進を図るため、平成 27 年 3 月から 7 月まで関係分野の専門家から構成される「国立・国定公園内の地熱開発に係る優良事例形成の円滑化に関する検討会」を開催し、その結論を踏まえ、平成 27 年 10 月 2 日付け自然環境局長通知環自国発第 1510021 号により「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」の内容が見直された。

また、令和 2 年 10 月に第 203 回臨時国会において、菅内閣総理大臣が脱炭素社会の実現に向けて 2050 年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言した。これを踏まえ、12 月には「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定され、再生可能エネルギーについて最大限の導入を図る方針が示された。また、内閣府特命担当大臣（規制改革）主宰で、再生可能エネルギー等に関する規制等を総点検し、必要な規制見直しや見直しの迅速化を促すことを目的に「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」が設置され、事業者等から自然公園法を含む各種規制等に関する提案が提出された。

政府全体の上記方針等を踏まえ、改めて通知内容について周知するとともに、申請に関する事前調整及び申請後の処理について、引き続き迅速かつ適切に実施するよう留意いただきたい。関連して、以下の点について運用を明確化する。

- ・公園区域外又は普通地域から隣接区域の第 2 種特別地域又は第 3 種特別地域の地下部への傾斜掘削をする場合であって掘削面積が僅少な場合等、当該地域への影響が軽微と考えられるものについては、許可手続を一層迅速に進めるよう留意するものとする。
- ・「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」において、特別保護地区や第 1 種特別地域であっても、重力探査や電磁探査等の地熱資源の状況を把握するために広域で実施することが必要な調査であって、自然環境の保全や公園利用上の支障がなく、かつ地表部に影響がなく現状復旧が可能なものについては、当該調査にかかる地熱計画を踏まえた上で当該調査の必要性・妥当性等が認められる場合に限り、個別に判断して認めることができるものとしている。また、自然環境局長通知「国立公園の許可、届出等の取扱要領」第 10（相関連した諸行為の取扱い）により、国立公園において一定の計画に基づいて行う相関連した諸行為については、あらかじめ当該計画

の概要を当初の許可申請書に添付させ、計画全体につきその適否を判定することとされているが、地表部に影響がなく現状復旧が可能な広域調査を許可することと、その後の発電開発に向けた掘削や建設等を許可することとは別のものと解釈される。そのため、広域調査であっても自然環境の保全や公園利用上の影響の観点からの審査は必要な一方で、資源調査の初期段階である地表調査の申請において、最終的な地熱発電事業計画（施設規模、施設配置等）の添付は必要ないものとする。